

【別紙1】

障がい福祉相談支援システム導入業務委託

概要仕様書

令和4年10月

沖縄市

障がい福祉相談支援システム導入業務委託概要仕様書

1. 業務名

障がい福祉相談支援システム導入業務委託

2. 目的

障がい福祉相談支援システム公募型プロポーザル実施要領のとおり

3. 履行期間

【導入】 契約締結の日の翌日から令和 5 年 3 月 30 日迄

【保守・リース契約】 令和 5 年 4 月 1 日から令和 9 年 11 月 30 日

なお、契約締結日、納期及び契約方法について協議の上、別途決定する

4. スケジュール

導入スケジュールは以下を想定している。契約締結については予定であるため、変更されることがある。

時期	内容
令和 4 年 12 月中旬	契約締結
契約締結日～令和 4 年 3 月末	システム設計、要件定義、システム連携テストなど
令和 5 年 4 月～	本稼働

5. システムの基本要件

本業務の基本要件は次のとおりである。

- (1) 利用者が利用しやすい画面設計であること。
- (2) 相談支援の基本的な機能に加え、入力情報をシステム内で一元的に管理できることや、システム内のデータから検索がしやすいこと、将来的に他システムとの連携が容易に行えること。障がい者相談支援業務にかかる迅速な判断・対応に資する機能を備えるものであること。
- (3) 本件における機器の設置拠点のネットワーク接続するための HUB 及び LAN ケーブルも見積に含める事。
- (4) システム運用等により、管理内容の変更や新たな登録内容の追加、保存された情報の更新が必要な場合に柔軟に対応できること及び将来的に想定される機器及び OS の更新に対応するため、システムの移行やデータ移行に配慮したシステムであること。

- (5) 本件システム導入後、既存紙台帳情報のシステムへの移行作業を実施する予定である。本件システム導入受託者は移行方法などの検討について、システム導入後の運用をスムーズにするため、できる限り協力すること。
- (6) ソフトウェアのリース及び保守は別途契約を締結するものとする。
- (7) ユーザーの操作記録に関して、ログ管理機能が備わっていること。
- (8) 本仕様書に記載のない事項については、本市と受託者双方で協議し、決定すること。

6. 業務内容

(1) 業務全体のマネジメント

実施内容の企画立案、スケジュール管理、市担当者との各種調整を行うこと。

※システム稼働日は令和5年4月1日とし、それに合わせたスケジュール提案を行うこと。

(2) システムの操作性

誰もが利用しやすいシステムとなっていること。

利用目的に沿ったシステムが確認できるよう提案を行うこと。

例：相談受付方法の操作説明

(3) 検索機能及び統計機能

利用者が容易に各種項目で検索可能とすること。

統計機能については、市が求める帳票（実施要領-12-（4）参照）及び各種統計が行える機能を提案すること。

(4) 導入機器の提案

本業務内容を実施可能で、機能要件書に沿った機器等を提案すること。

※利用期間は本契約期間中の利用とする。

①サーバー機器

- ・システム要件及び提案内容に見合うサーバー機器を提案すること。

※クラウドサービスを提案する場合、サーバー設置場所に関する資料も提供を行うこと。（セキュリティ、耐震構造などのレベルがわかるもの）

- ・端末設置場所（下記参照）とサーバー間のネットワーク回線についても予算に含めて提案を行うこと。

※クラウドサービスを提案する場合も同様。

※通信暗号化等のセキュリティ対策も費用内で提案を行うこと。

- ・サーバー機器は障害発生時等に対応できるよう冗長構成とすること。

- ・サーバー機器を本市に設置する構成の場合、ラックマウント型での提案とし、ディスプレイはコンソールタイプで提案を行うこと。
※収納するサーバーラックは本市にて用意する。
※無停電電源装置、バックアップ装置を含む提案であること。
- ・バックアップ及び復旧手法についても提案を行うこと。
※日次で自動バックアップを行い5日分以上のデータを保存すること。
- ・サーバー機器の定期メンテナンス手法の提案を行うこと。
※リモートメンテナンスを提案する場合には回線費用等も含めた提案を行うこと。

②クライアント（23台）

- ・ノートパソコン（マウスを含む）
- ・Word、Excel、PowerPoint 搭載
※機器スペックは提案システム及び相談業務を処理するにあたり支障がないものを提案すること。
※OS等のアプリケーションは可能な限り最新なものを提案し、セキュリティ対応が万全になるよう提案を行うこと。
※今後、端末台数は最大26台を想定している。
- ・端末設置場所（下記参照）とサーバー間のネットワーク回線も提案を行うこと。（回線工事費用等も含めること）

※市役所内設置場所 市役所1階障がい福祉課内

（市役所庁舎内のローカルネットワーク整備は本市で行います。）

※市役所外設置場所住所

基幹相談支援センター：沖縄市知花 6-36-17（沖縄市保健相談センター2F）

委託相談支援センター：①沖縄市大里 1-11-37 3F

②沖縄市安慶田 4-10-3 4号館1階

③沖縄市知花 6-36-2

④沖縄市高原 7-35-1

③モノクロレーザープリンター（6台）

- ・A4対応
- ・メモリ：128MB以上
- ・250枚以上の給紙テーブルを2段備える事
- ・自動両面印刷機能を有する事
- ・5年間出張修理保証

(5) ユーザー管理

システム上のデータ項目に応じたユーザー管理及び認証等のセキュリティ機能を備えるものであること。(管理者による権限設定によりユーザーごとの閲覧、編集、削除等を制限できること。)

(6) セキュリティ対策

個人情報を取り扱うにあたり、セキュリティ対策の提案を行うこと。

「(4) 導入機器の妥当性」も含めたウイルス対策についても提案・導入を行うこと。

(7) 保守運用

保守運用体制及び保守運用について提案すること。

※第8号様式「業務実施体制」も示すこと

※本概要仕様書「9. 運用保守要件」も満たす提案であること。

(8) 操作研修等

① システム導入後、利用者向けの操作研修及び管理者向けの運用研修を実施するとともに、操作説明書(操作マニュアル)を作成し、利用者向24部、管理者向け6部提供するものとする。操作説明書は、本市で使いやすく加工することができるよう、Word、excel 又は PowerPoint の形式でも提供すること。併せて、DVD等の電子媒体にて納品すること。

② 研修会のための場所や端末等の設備は本市にて準備する。

③ 研修内容は以下の通り。

ア 利用者向け研修

・1回当たり4名程度 時間数 半日程度 同一内容6回

イ 管理者向け研修

・1回当たり3名程度 時間数 半日程度 同一内容6回

④ 上記①の操作マニュアルについてはシステムでもオンラインで確認できることとする。

⑤ その他、研修内容等に疑義又は変更がある場合は協議の上、決定する。

(9) 自由提案

その他自由提案を記載すること。

【履行及び設置場所】

システムの開発は、受託者の社内にて行い、各テストの作業等の必要な作業については、本市指定のサーバー室、執務室等にて行い、沖縄市役所情報課サーバー室

(クラウド利用の場合要相談)及び障がい福祉課、基幹相談支援センター、委託相談支援事業所4カ所に設置すること。

※市役所外設置場所住所 本概要仕様書 6-(4)-2のとおり

(10) 納品物

受託者は、本契約で作成する以下の納品物について紙媒体及び電子データで提出すること。なお、以下の納品物については本市が想定するものであり、提供に疑義が生じる納品物については、本市と協議の上、内容の調整及び提出の可否を決定する。

- ① ハードウェア及び周辺機器に関する資料一式 (カタログ等)
- ② ソフトウェアに関する資料一式
- ③ 全体システム構成図
- ④ ライセンス一覧
- ⑤ データ項目、コード表、ファイル・レイアウト等
- ⑥ 各種一覧
 - ・システム基本機能一覧
 - ・カスタマイズ機能一覧
 - ・バッチ処理一覧
 - ・出力帳票一覧
- ⑦ 各種マニュアル
 - ・システム操作研修資料等
 - ・操作マニュアル
 - ・業務フロー図
 - ・管理運用マニュアル
 - ・障害対応マニュアル等
- ⑧ 要件定義書、作業体制図、作業スケジュール表、作業実施計画書
- ⑨ その他本市が必要と認める書類

7. システム基本仕様

本市が希望する詳細な機能要件については、別紙2「システム機能要件書」のとおりとする。ただし、システム機能要件書に記載する機能以外に、本市にとって有益になるとと思われるものについては、見積を含めて積極的に提案すること。

8. システム導入留意事項

【ハードウェアの実装及び現地据付について】

ア ハードウェアの実装及び現地据付を行うこと。

イ ソフトウェア（OSを含む）のインストール後、全体としての正常動作を保障すること。

ウ ハードウェアの実装及びソフトウェアのインストール等の初期セットアップを実施し、別途定める期日までに指定された場所に納入すること。

エ システムとして使用するために必要な環境設定等を実施すること。

オ その他構築に必要な部材に関しては、構築業務内で調達すること。

9. 運用保守要件

ハードウェア及びソフトウェアの保守及びリースは別途契約を締結する。

- (1) 保守期間においてサーバは毎年1回以上の定期点検を実施すること。
- (2) ハードウェア及びソフトウェア障害・修理受付、オンサイト修理（出張保守）を連絡窓口一本で実施すること。ただし、障害原因の調査等により、オンサイト修理が不可能な場合は、本市の了解を得た上で引取修理を行うことができる。この際、システム内の個人情報、機密情報等が漏えいしないよう万全の対策を講じることを条件とする。
- (3) ハードウェア及びソフトウェアに障害が発生した場合、障害の連絡を受けたらすみやかに現地で復旧作業を開始できる体制を確保し、当日中に利用環境への復旧が完了できるよう努めること。
- (4) 障害時・災害時・停電時等の対応マニュアル及び本件システムの操作マニュアルを作成、提供し、変更があった場合は随時更新すること。
- (5) ソフトウェアの操作・運用の問い合わせに対し、迅速、的確に対応すること。
- (6) 作業用の機器持ち込みについては、本市の了解を得ること。
- (7) 事業者は、本件システム運用終了後、情報システムに保存された情報を、市職員立会いのもと、物理破壊、磁気破壊又は消去ソフトウェアによる消去によって復元不可能な状態に消去し、データ消去証明書を発行すること。

また、本件システムで管理するデータ、データレイアウト表及びコード表の一式を、本市及び次回システム再構築事業者に提供することとし、提供に係る費用は事業者が負担する。

上記の作業は、受託者が行うこと。なお、保守作業を行ったときは、直ちに作業報告書を作成して本市に提出し、その確認を受けること。

10. 契約条件等

- (1) 受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を原則として禁止するものとする。但し、受託者が本業務の一部について、再委託の相手方の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託の相手方が取り扱う情報、再委託の相手方における

安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託の相手方に対する管理及び監督の方法、業務の履行能力等について提案時に記載し、本市が了承した場合は、この限りでない。また、再委託の相手方に対しては本業務の受託者と同等の義務を負わせるものとする。

(2) 機密保持

受託者は、本業務に係る作業を実施するにあたり、本市から取得した資料（電子媒体、文章、図面等の形態を問わない。）を含め契約上知り得た情報を、第三者に開示又は本業務に係る作業以外の目的で利用しないこと。但し、以下のいずれかに該当する情報は除くものとする。

- ① 本市から取得した時点で、既に公知であるもの。
- ② 本市から取得後、受託者の責によらず公知となったもの。
- ③ 法令等に基づき開示されるもの。
- ④ 本市から秘密でないと指定されたもの。
- ⑤ 第三者への開示又は本業務に係る作業以外の目的で利用することにつき、事前に本市に協議の上、承認を得たもの。

(3) 情報セキュリティに関する受託者の責任

- ① 受託者は、本市の情報セキュリティ基本方針に従って受託者組織全体のセキュリティを確保すること。
- ② 受託者は、本市の情報セキュリティ基本方針に従い、受託者組織全体のセキュリティを確保すると共に、本市から求められた当該業務の実施において情報セキュリティを確保するための体制を整備すること。本市以外で作業を行う場合も、本市のセキュリティポリシーに従い、情報セキュリティを確保できる環境において行うこと。
- ③ 本業務の実施において、定期的に情報セキュリティ対策の履行状況を報告すると共に本件システム以外の本市にかかわるシステムへの不正アクセス等が発生した場合も同様とする。

11. その他事項

(1) 契約不適合責任

本市は、引き渡された目的物が契約内容に適合しないものであるときは、民法の定めるところにより履行の追完等を請求することができる。

(2) 個人情報保護に関する事項

受託者は、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」、「沖縄市個人情報保護条例（平成15年10月10日条例第27号）」、「沖縄市個人情報保護条例施行規則（平成16年3月26日規則第9号）」及び当該法律を遵守するために受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報

を扱うこと。

(3) 法令等の遵守

- ① 受託者は、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律等の関係法規を遵守すること。
- ② 受託者は、本仕様書に掲げる条項のほか、「沖縄市契約規則（昭和 53 年 9 月 29 日規則第 19 号）」において定める事項を遵守すること。

以上